

(参考様式第4号)

士別市長 渡辺 英次 様

士別市あさひ集落
栗本 勝

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であつて、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することがで

- ※に該当するため、書類の添付を省略する。

<施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

士別市あさひ集落

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、地域振興5法に指定されており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
<input type="checkbox"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
<input checked="" type="checkbox"/>	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
<input type="checkbox"/>	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
<input type="checkbox"/>	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下、「個別協定」という。）「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。
- ※集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式6) 経営規模及び農業所得調書」の「第1 経営規模」に記載のとおり。
- ※個別協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。
- ※ 集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
- ※ 個別協定に基づく活動を行う場合

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

- ・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定の認定日から4年経過後の最初の3月31日までの期間。
- ※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

- ・集落協定「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

< 施行注意 >

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	しべつしあさひしゅうらく
組織名	士別市あさひ集落
ふりがな	くりもと まさる
代表者氏名	栗本 勝
ふりがな	しべつしあさひちょうちゅうおう4040
所在地	士別市朝日町中央4040番地

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙
<input checked="" type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙1
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (共同)	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
中山間地域等 直接支払	令和 7 年度	令和 11 年度	5 年	令和 年度	令和 年度
環境保全型農 業直接支払	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1	計								解消する 遊休農地面積	年当たり 交付金額 上限	
	田	畑	草地	採草放牧地							
多面支払	a		a		a		a		a	a	円
中山間 直払	63,675 a		167 a		8,209 a		a		72,051 a	a	62,069,100円
	急傾斜 緩傾斜	傾斜	傾斜	急傾斜 緩傾斜	傾斜	傾斜	傾斜				
農地面積 環境直払※2									a	円	

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
72,051 a

※多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

< 施行注意 >

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別紙1)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制(構成員の役割分担)

役職名等	氏名
代表者	栗本 勝
副代表	田村 元・中村 光晶・梅原 龍馬
監事	上野 浩二・渡邊 幸司
花麻地区委員	濱田 幸司
中央地区委員	井本 敏男
南朝日地区委員	大西 福生
三栄・登和里地区委員	武田 正幸
登和里地区委員	佐藤 誠

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
田村 元	ア	集落全体	共同取組の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
行を追加する場合はこれより上の行をコピーして「コピーしたセルの挿入」をしてください。			

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数(人)	協定参加者数(人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合(%)
1	64	1.6%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該当	内 容
	(1) 農用地
<input type="radio"/>	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
<input type="radio"/>	②農業公社が受託する。
<input type="radio"/>	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
<input type="radio"/>	④その他()

該当	内 容
	(2) 水路・農道等
<input type="radio"/>	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
<input type="radio"/>	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
<input type="radio"/>	③その他(別途の規約) (例: 泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。)

特認基準の単価が表示のものとなる場合は、「付加オプションシート」を選択し、○列が「特認基準」となっている該当する地目単価を記載してください。

第3 協定対象となる農用地
(基本分)

(単位: m²)

項目	協定農用地 面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準 (種別等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (種別等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (種別等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (種別等)	上限 単価	交付 上限額
協定全体		536,985	急傾斜	21,000	11,276,685	0	急傾斜	11,500	0	216,949	急傾斜	10,500	2,277,964	0	急傾斜	1,000	0
		5,830,535	緩傾斜	8,000	46,644,280	16,676	緩傾斜	3,500	58,366	603,935	緩傾斜	3,000	1,811,805	0	緩傾斜	300	0
		0	小区域・不 整形	8,000	0	0	高齢化・耕 作放棄率	3,500	0	0	高齢化・耕 作放棄率	3,000	0	0	特認基準	300	0
		0	高齢化・耕 作放棄率	8,000	0	0	特認基準	3,500	0	0	草地比率の 高い草地	1,500	0	0	交付対象外 (由採草放牧 地非在地位)	0	0
		0	特認基準	8,000	0	0	交付対象外 (採草放牧 地非在地位)	0	0	0	特認基準	3,000	0	0	交付対象外 (採草放牧 地非在地位)	0	0
		0	交付対象外	0	0	0	交付対象外 (採草放牧 地非在地位)	0	0	0	交付対象外 (採草放牧 地非在地位)	0	0	0	0	0	0
計	7,205,085	6,367,520			57,920,965	16,676			58,366	820,884			4,089,769	0		0	

(加算措置に取り組み場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (m ²)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0	0	0	10,000	0	0
				14,000	0	

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (m²) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。
注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (m ²)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0	6,000	0	0

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (m²) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。
注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算							
面積 (m ²)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				10,000	0	0	0
				4,000	0		
				1,000	0		

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (m²) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。
注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (m ²)
行を追加する場合はこれより上の行を「コピーして追加」してください。		
合計 (0集落)		0

4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	5,000	0	0

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。
 注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	3,000	0	0

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。
 注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン (必須事項)

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する (複数可)。

目指すべき将来像	
<input type="checkbox"/>	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
<input type="checkbox"/>	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
<input type="checkbox"/>	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
<input checked="" type="checkbox"/>	④その他 (自由記載) 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する (複数可)。また、活動方策に対する5年間の活動計画 (目標) を記載する。

活動方策	活動計画 (目標)
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
<input checked="" type="checkbox"/> 新規就農者等による農業生産	新規就農者等への協定活動への参加
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	農作業受委託体制等の整備
その他 (自由記載)	(自由記載)

注) 体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上(2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上)を選択する。

<input checked="" type="checkbox"/>	多面的機能支払交付金実施要綱紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。
該当	具体的に取る行為
<input type="checkbox"/>	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)

2 水路・農道等の管理方法(①②について該当する取組に○印を記入(複数可))

		具体的に取る行為			
①水路	ア) 水路清掃	<input type="checkbox"/>	イ) 草刈り	<input type="checkbox"/>	ウ) その他()
②農道	ア) 簡易補修	<input type="checkbox"/>	イ) 草刈り	<input type="checkbox"/>	ウ) その他()
③その他					

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該当	具体的に取る行為
	①農地と一体となった周辺林地の草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
<input type="checkbox"/>	③景観作物を作付ける。
	④土壌流出に配慮した宮農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。
	⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。
<input type="checkbox"/>	⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。
	⑦冬の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
<input type="checkbox"/>	⑩その他(農村景観の整備)

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注) 上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業現場の点検(作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等)
- ・共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機等)の安全な使用に関する取組の実施(研修・講習の開催又は参加等)

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 対象農用地の基準
(1) 対象地域及び対象農用地の指定 交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、運担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、運担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。 更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべての田が傾斜を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。
ア 対象地域 土別市全域(過疎自立地域促進特別措置法)
イ 対象農用地 (ア) 急傾斜農用地 a傾斜1/20以上の田 b傾斜15度以上の畑、草地及び採草放牧地 ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。 (イ) 急傾斜農用地(市長の判断によるもの) a傾斜1/100以上で1/20未満の田の全てを対象とする。 b傾斜8度以上で15度未満の畑、草地及び採草放牧地の全てを対象とする。 ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
2 集落協定の共通事項 特になし。
3 対象者 特になし。
4 その他必要な事項 (1) 地目及び農地形状等の変更による交付単価は、次のア、イを適用する。 ア 田舎せ畑寄せ等による地目の変更により、傾斜勾配が区分外となった場合は変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。 イ 土地改良等の実施による傾斜勾配の変更 (ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、令和7年度交付した単価を令和11年度まで適用する。 (イ) 集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、その改善された圃場で農業生産活動を行う年度から、整備された圃場の傾斜勾配の単価を適用する。ただし、その勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。 (2) 土地改良通年施行の場合の取扱 土地改良通年施行を行っている農地も対象農地とする。ただし、当該年度内に事業が終了し、協定に事業実施が位置づけられているものとする。

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して 熊本縣（土物町あさひ集落代表） が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

↓交付金使途の内容の(項目)に項目例を記載しておりますが、修正いただいて構いません。

項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬 150,000円
		集落会議開催 15,000円
		各種研修会費 50,000円
		事務委託料 500,000円
		雑費 25,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	花壇整備委託 1,030,000円
		ヤマメ放流 400,000円
		鹿被害対策 500,000円
		農業適正散布対策事業 6,700,000円
		地域型農業基盤改善事業 5,000,000円
		暗渠排水事業 5,600,000円
		除穢事業 7,700,000円
		籾から収集作業対策事業 750,000円
		堆肥利活用促進対策事業 800,000円
		農作業安全対策 182,573円
		新規就業支援 3,600,000円
		(農)あさひ運営費助成事業 4,000,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(7) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
積立予定額					
積立累計額					

(i) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度 (協定期間内)
- 取り崩し予定年度における積立累計額: 円
- 使途:

に要する経費 (具体的に記入)

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度: (当該年度の翌年度)
- 繰越予定額: 円
- 使途:

に要する経費 (具体的に記入)

4 次のとおり支出する。

個人配分	金 額
	(配分割合: 45.0%)
	27,931,062円

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (体制整備単価交付必須事項)

ネットワーク化活動計画を作成する。

該当	取 り 組 む べ き 事 項
○	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路	用水路	あさひ美土里組	あさひ美土里組規約（多面的機能支払交付金の実施に関する協定書）による	代表者 栗本 勝
排水路	排水路	士別市あさひ集落	士別市あさひ集落の申し合わせ事項による	代表者 栗本 勝
道 路	農道	士別市あさひ集落	士別市あさひ集落の申し合わせ事項による	代表者 栗本 勝